

# 平成30年度 社会福祉法人指導監査担当者研修会

厚生労働省  
社会・援護局福祉基盤課

# 本日のプログラム

---

1. 社会福祉法改正の概要について
2. 社会福祉法人に対する指導監査の見直しの全体像について
3. 指導監査の目的について
4. 指導監査の見直しの内容について
5. 監査要綱・ガイドラインの概要について
6. 平成30年度のガイドライン改正内容について
7. ガイドライン運用上の留意点について
8. その他

# 1. 社会福祉法改正の概要について

# 社会福祉法人を取り巻く課題

## 福祉サービスの変容

1. 福祉ニーズの多様化・複雑化
2. 措置から契約への移行
3. 多様な事業主体の参入

## 社会福祉法人の運営に対する指摘

1. 他の事業主体とのイコールフッティングと社会貢献(規制改革実施計画)
2. 内部留保の明確化
3. 一部の法人の不適正な運営に対する指摘

## 公益法人の在り方の見直し

1. 平成18年の公益法人制度改革
2. 公益法人税制の見直しの議論(政府税調等)

## 改革の視点

○公益性・非営利性の徹底 ○国民に対する説明責任の履行 ○地域社会への貢献

### 運営の透明性の確保

- ① 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準の公表
- ② 国・都道府県・市の連携による法人情報の収集・分析・公表
- ③ 国による全国的なデータベースの整備

### 経営組織のガバナンスの確保

- ① 評議員会による理事・理事会に対する牽制機能の発揮
- ② 理事・理事会等の権限・義務・責任の明確化
- ③ 会計監査人制度の導入

### 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理(役員報酬基準の設定、関係者への利益供与の禁止)
- ② 再投下可能な財産の明確化(「社会福祉充実残額」の算出)
- ③ 再投下可能な財産の計画的再投下(「社会福祉充実計画」の策定)

# 社会福祉法等の一部を改正する法律

衆議院可決：平成27年7月31日  
参議院可決：平成28年3月23日  
衆議院再可決・成立・公布  
：平成28年3月31日

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

## 1. 社会福祉法人制度の改革

### (1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

### (2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

### (3) 貢献規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

### (4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

### (5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

## 2. 福祉人材の確保の促進

### (1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

### (2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

### (3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

### (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

# 社会福祉法人制度の改革（主な内容）

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

## 1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議  
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

## 2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、  
役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

## 3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額('社会福祉充実残額')を明確化  
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

## 4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

## 5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

# 1. 経営組織の在り方について

- 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

＜改正前＞

理事  
理事長  
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。  
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。



＜改正後＞

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員  
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。  
(審議事項)
  - ・定款の変更
  - ・理事・監事の選任 等



- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。  
※小規模法人について評議員定数の経過措置  
(決議事項)
  - ・定款の変更
  - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
  - ・理事・監事の報酬の決定 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。



- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計  
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。



- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

## 2. 運営の透明性の確保について

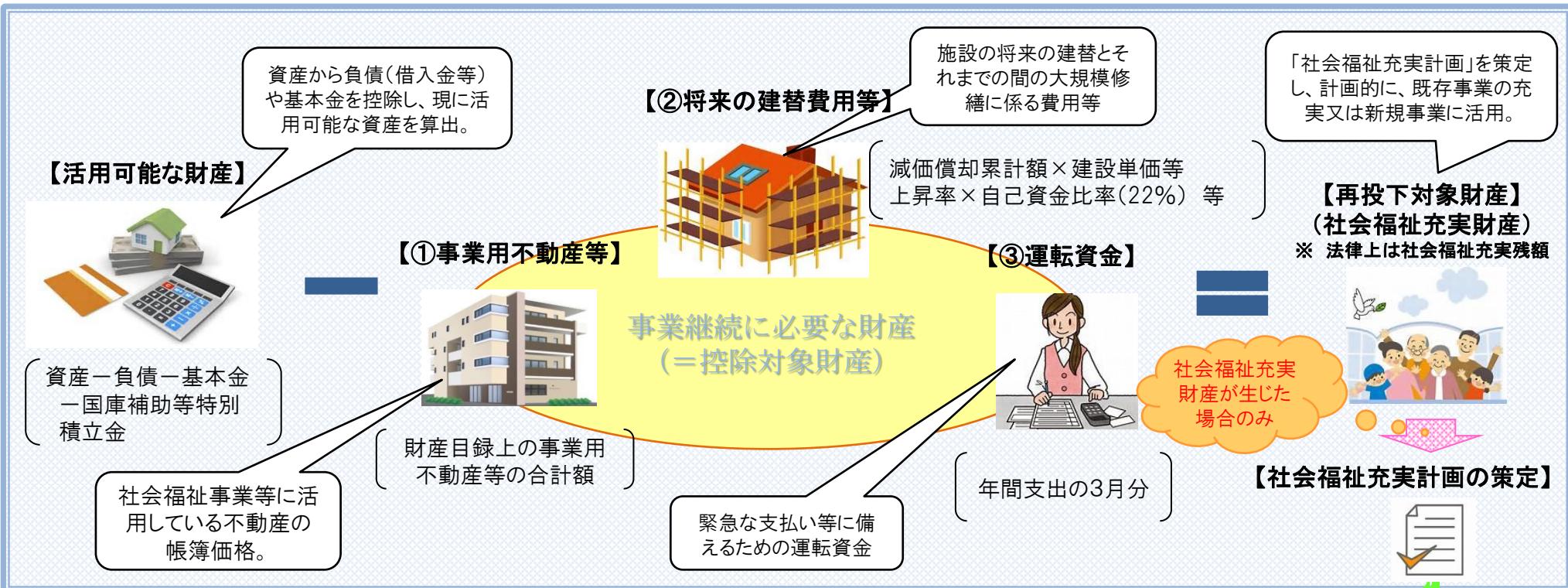
- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
  - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
  - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
  - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	改正前		改正後		公益財団法人	規制改革実施計画
	備置き・閲覧	公表	備置き・閲覧	公表		
事業報告書	○	—	○	—	○	—
財産目録	○	—	○	—	○	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	○
定款	—	—	○	○	○	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—

(※)現況報告書に記載

### 3. 社会福祉法人の財務規律について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



## 4. 「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



(留意点)  
社会福祉と関連のない事業は該当しない

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)  
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

③ 無料又は低額な料金で提供されること

- 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

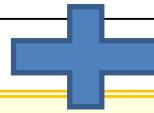
地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

## **2. 社会福祉法人に対する指導監督の見直しの全体像について**

# 社会福祉法人に対する指導監督の見直しについて

## 現状と課題

- 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(ローカルルール)が存在している。
- 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。



## 規制改革(H26.6.24閣議決定)

- 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。  
→ 工程表に基づき、監査のガイドラインを平成29年4月に策定するとともに、平成29年度に引き続き平成30年度においても所轄庁に対する人材育成のための研修会を実施する。

## 附帯決議

- 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

## 見直しの方向性

### <考え方>

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監査の効率化・重点化を図る。

### <対応>

#### ①指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- 法令、通知等で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

#### ②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

- 指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分の省略を可能とし、監査の重点化を図る。

#### ③監査周期等の見直しによる重点化

- 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

#### ④監査を担う人材の育成

- 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

## 指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

- 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。

# 附帯決議①(衆議院)

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成27年7月29日 衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(略)

五、所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督については、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もあることから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

# 附帯決議②(参議院)

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成28年3月17日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

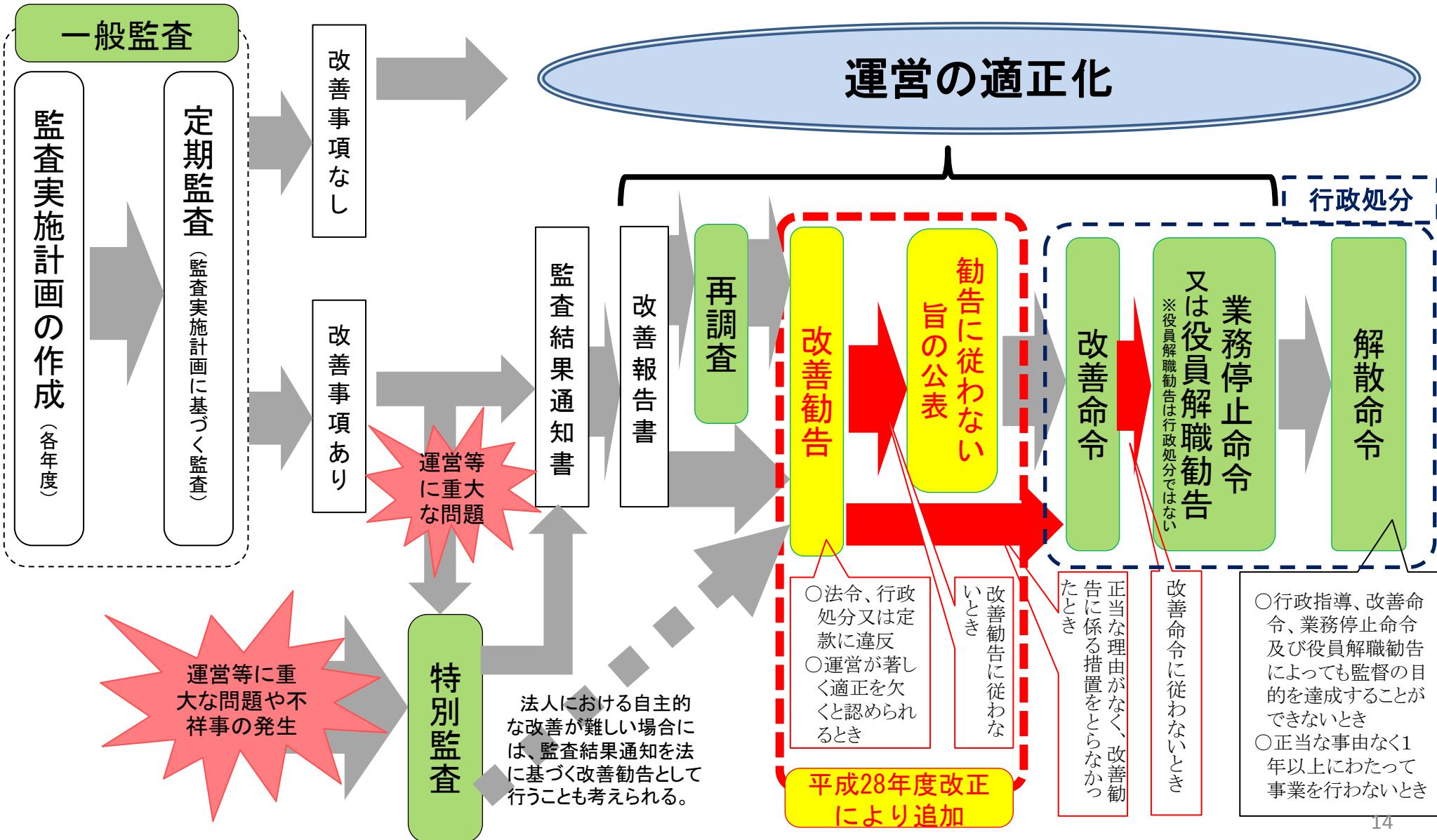
(略)

六、社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることに鑑み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。

七、社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確實な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。

# 社会福祉法人に対する指導監督の流れ

■社会福祉法における社会福祉法人に対する行政上の監督に関する仕組みは、以下のとおり。



### **3．指導監査の目的について**

# 指導監査の目的

社会福祉法に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。（実施要綱の1）

指導監査に当たっては、法人運営に改善すべき点がある場合には、法人が自ら改善すべき点を把握し、自主的に改善に取り組むことができるように指導を行うことが重要。

指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、**単に改善をする事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠（※）を示して行うもの**とする。また、**法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促す**ものとする。（実施要綱の5の（2））

（※）指摘を行う（法令、通知の条項に違反している）場合には、違反している条項や違反の内容を具体的に示す、助言を行う場合には、その理由等を具体的に示す必要がある。

口頭指摘や助言を行う場合は、**法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮**する必要がある。（実施要綱の5の（1））

## **4．指導監査の見直しの内容について**

# 指導監査要綱の見直し及び監査ガイドラインの作成・周知について

## <基本方針>

社会福祉法人制度改革を踏まえ、社会福祉法人に対する指導監査については、指導監査要綱を見直すとともに監査内容の標準化を図るための監査ガイドラインを作成し、所轄庁のみならず、法人にも周知を図る。

① 法令、通知等で明確に定められた事項に関する監査を行うことを原則とする

※ ローカルルール(地域によって異なる規制や必要以上に厳しい規制)の是正

② 法人のガバナンスの強化や情報公開等による法人の自主的・自律的な運営を前提として、監査事項の整理、行政監査と会計監査人監査等との関係の明確化等を行う

➤ 法人にも周知を図ることにより、所轄庁の監査結果について、法人との相互理解を深めることが可能となる。

また、法人の自主的・自律的な運営の下、それぞれの規模・特性に応じ、本監査要綱等を踏まえ、必要な内部規定等の策定や自主点検を実施し、法人自らが適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることが期待される。



## <見直しの方針>

### ①指導監査要綱の見直し (指導監査実施要綱の制定)

- 運営に大きな問題が認められない法人に対する監査の実施周期を延長する。一方、運営に大きな問題があると認められる法人に対しては、必要に応じて指導監査を実施する等、指導監査の重点化を図る。
- 行政監査と会計監査人監査等との関係を整理し、会計管理に関する事項の省略を可能とする等、行政監査の重点化を図る。
- 指導監査の結果に基づいて行う法人への指導方法を整理する。

### ②指導監査ガイドライン の作成

- 抽象的な監査事項の明確化をするとともに、全国の所轄庁の監査内容の標準化を図るため、監査事項毎に、法改正に関する内容を含めた監査事項の「着眼点」等を記載し、「指摘基準」について整理する。
- 法人の指導監査を担当する自治体職員が、監査で確認すべき内容や制度内容の理解を深めることができるものとする。

# ローカルルールの是正のための対応

- いわゆるローカルルールの是正については、ローカルルールが生じた原因には、
  - ・ 基準が抽象的又は解釈が分かれるものであることによるもの
  - ・ 基準が定められていないものを指導することによるもの
 など複数あると考えられるため、その原因に応じた対応を行う。
- そのほか、不適切な指導事例を集積し周知するとともに、監査ガイドラインの見直しを継続的に行う。

	ローカルルールの内容	発生原因	対応	不適切な指導事例の集積及び周知	監査ガイドラインの継続的な見直し
基準の内容	所轄庁の独自基準による指摘(改善指導)	基準が曖昧、抽象的	監査ガイドラインによる基準の明確化		
		基準が定められていないことに対して指摘を行うことによるもの	所轄庁が独自基準で指導を行うことがないようにする規定を設ける		
	必要以上に詳細な書類を要求される	監査において確認する書類が定められていない	監査において確認する書類を明確化する		
所轄庁の対応	同様の事案についての所轄庁・担当者により対応が異なる	所轄庁・担当者により基準の解釈に差異がある	研修や全国会議等による監査ガイドラインの周知・徹底		

# 指導監査の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

指導監査について、毎年、団体、自治体と意見交換を行い、指導監査要綱や監査を行う所轄庁職員に対する研修内容に反映する。

## 平成30年度

- 所轄庁職員に対する研修の実施 【5月29日】
- 指導監査に関する団体、自治体との意見交換 【年度内】
- 指導監査要綱や指導監査ガイドラインの見直し 【検討中】

## 平成31年度以降

- 所轄庁職員に対する研修の実施 【5月頃】
- 指導監査に関する団体、自治体との意見交換 【年度内】

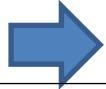
## **5. 監査要綱・ガイドラインの概要について**

# 実施要綱の構成について

## 1. 指導監査の目的

- 社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。

## 2. 指導監査の類型



指導監査の類型について(P23)

## 3. 一般監査の実施の周期



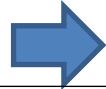
監査周期等の見直しによる重点化について(P26)

## 4. 指導監査事項の省略等



会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化について(P25)

## 5. 指導監査の結果及び改善状況の報告



指導方法の標準化について(P24)

## 6. 指導監査の結果の報告

- 各年度の指導監査の結果について、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に報告。

## 7. 関係機関等との連携等

- 社会福祉法令以外の法令、通知違反の場合の措置、その他関係機関等との連携等

# 指導監査の類型

## 一般監査

### ▶ 一定の周期で実施

実施計画を策定し、「指導監査ガイドライン」に基づき実施。

## 特別監査

### ▶ 隨時実施

運営等に重大な問題を有する法人を対象として実施。

一般監査の途中で重大な問題を発見した場合、特別監査に切り替えることもできる。

いずれも実地において行う。



# 指導方法の標準化について

旧指導監査要綱(局長通知)においては、改善を要する場合には文書をもって行い、文書による改善報告を求めるとしていたが、その他の具体的な指導方法についての定めがなく、各自治体による運用が行われていたことから、指導方法の標準化を図る。

- ※ いずれの場合も根拠を明確に提示のうえ、法人の理解を得ること。
- ※ 口頭指摘及び助言を行う場合は、法人と指導内容の共有を図ること。

## 指導の対象

ガイドラインに定める監査事項に関して指摘基準に該当する場合

## 指導の方法

### 【文書指摘】

- ・「改善措置を文書をもって指導」を行い、一定の期限を付して改善報告を求める。

### 【口頭指摘】

- ・ 軽微な法令・通知違反の場合や文書指摘を行わない場合でも改善が見込まれる場合は、「口頭による指導」を行い、次回の指導監査等で確認を行う。

法令・通知違反は認められないが、法人運営の向上を図る観点から適当と認める場合

### 【助言】

- ・ 法令違反ではないが、法人運営の向上に資すると考えられる事項がある場合は、法人に従わなければならないものではないことを明確にした上で「助言」を行うことができる。

指導監査の過程において、社会福祉法(福祉関係)以外の法令・通知違反の疑いがある事項が発見された場合

- ・ 所轄庁が処分権限を有さない他法令・通知違反の疑いが認められる場合は、法人に対して当該法令等を所管する機関への確認を促す等の指導を行う。また、必要に応じて関係機関へ通報する等措置をとることにより、適切に対応する。

# 会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化について

## 行政による指導監査の趣旨

- ・ 法人運営の適正性を担保することを目的として実施するもの【一般的に3～5年に1回】

## 会計監査の趣旨

- ・ 法人自らが財務報告の信頼性を担保し、説明責任を果たすことを目的として実施するもの【毎年度実施】

監査の趣旨は異なるが、会計管理の部分についての監査・確認が重複していること、会計監査等により法人の財務会計に関する事務の適正性が確保されていると判断することが可能であることから、所轄庁の判断により会計監査人の監査を実施している法人等の所轄庁の監査事項の一部を省略するなど、指導監査の重点化を図る。

### 対応

### 監査事項の重複部分の省略

- 会計監査人の監査が実施されている法人については、会計管理に関する監査事項の省略を可能とする。  
※監査意見が無限定適正意見又は限定付適正意見の場合に限る。  
※限定付適正意見の場合は、その原因となる事項について、理事会等で協議し、対応しているかについて、指導監査において確認を行う。
- 公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準ずる監査(※)を実施している法人に対しても、上記に準じた取扱いを行う。  
※会計監査人による監査が行われない場合に、法人と公認会計士若しくは監査法人との間で締結する契約に基づき行われる会計監査人による監査を同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。
- 上記の他、法人が公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下「専門家」という。)による支援(※)を受けている場合は、支援内容に応じて、会計管理に関する監査事項を省略することを可能とする。  
※財務会計に関する内部統制の向上支援及び財務会計に関する事務処理体制の向上支援の内容については、課長通知で定めている。

### 対応

### 監査事項の効率的な実施

- 会計監査人監査や専門家による財務会計に関する内部統制の向上支援は、会計のみならず、組織運営に関しても対象となるものであり、これらの結果を確認できる報告書を活用することにより、指導監査における確認作業の効率的な実施を図るものとする。

# 監査周期等の見直しによる重点化について

- ◆ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化が図られている等、良好と認められる法人に対する監査の実施周期を延長する。
- ◆ 一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、継続的な監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

The diagram illustrates the transition from the 'Review before general audit period' (left) to the 'Review after' (right) through a large blue arrow pointing right.

見直し前の一般監査の周期		見直し後	
法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人。	2年に1回	法人本部の運営等について、特に大きな問題が認められない法人。	3年に1回を原則（※）
外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき。	4年に1回とすることが可能	会計監査人の監査や専門家の活用を図った場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき。	活用状況に応じて以下の取扱いが可能
苦情解決への取組が適切に行われており、以下のいずれかの内容に積極的に取組み、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めている判断するとき。 ・福祉サービス第三者評価事業の受審、公表(ISO9001認証取得施設も同様とする。) ・地域社会に開かれた事業運営 ・先駆的な社会貢献活動の取組	同上	会計監査人を置く法人 公認会計士又は監査法人による社会福祉法に準じた監査を実施する法人 専門家による財務会計の支援を受けた法人	5年に1回まで延長可 同上 4年に1回まで延長可
上記以外の法人	(継続的な実施)	苦情解決への取組が適切に行われており、(略)良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するとき【同左】	4年に1回まで延長可
		上記以外の法人	継続的な実施

(注)監査周期については、年度単位で判断する。

(※)法人監査と施設監査と監査周期が異なる場合、それぞれの周期で実施することが非効率であり、併せて実施することが、所轄庁と法人の双方に効率的・効果的である場合など特別な事情がある場合は、異なる周期の設定が可能。<sup>26</sup>

## 一般監査の監査周期①

---

- ▶ 原則 **3箇年に1回**行う。

**但し、以下の場合は周期を延長することができる。**

---

- ▶ 会計監査を受けている法人 **5箇年に1回**
- ▶ 専門家による支援を受けている法人 **4箇年に1回**  
※法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに法人の経営組織の整備及び  
その適切な運用が確保されていると判断される必要がある。
- ▶ 苦情解決への取組が適切に行われ、地域社会に開かれた事業  
運営等を行う法人 **4箇年に1回**

## 一般監査の監査周期②

### ◆ 周期を5箇年に一回に延長した場合

3箇年経過後、毎年度6月に法人から提出される会計監査報告等に基づき、周期の延長の継続・中止の判断を行う。

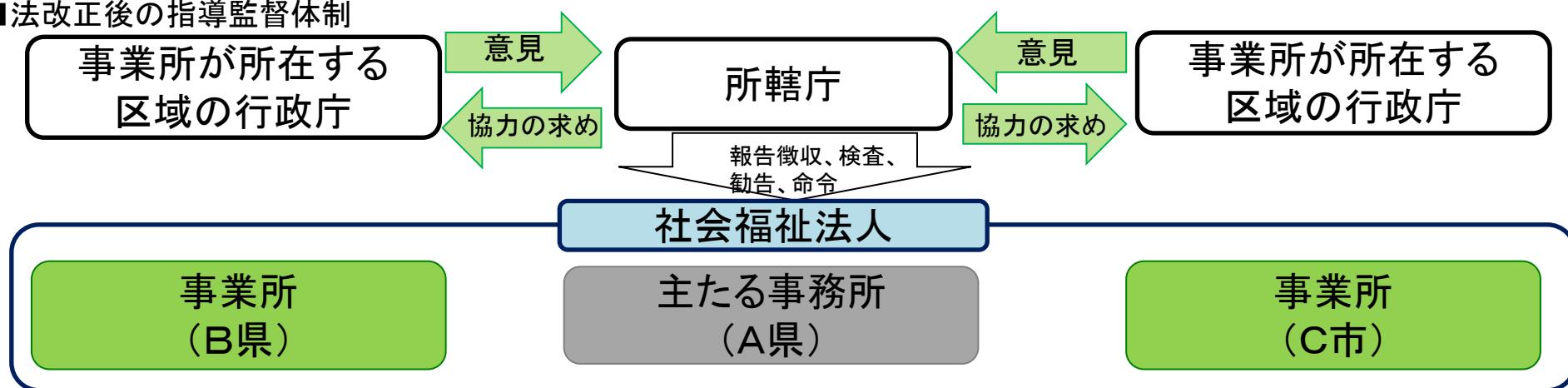


# 広域的に事業展開する社会福祉法人に対する指導監督について

○ 広域的に事業展開する法人に対する所轄庁による法人監査と、当該法人の事業所が所在する区域の行政庁による施設監査との連携を図るため、所轄庁以外の都道府県知事又は市町村長（以下「関係都道府県知事等」という。）との間において、

- ① 関係都道府県知事等は、法人に対して、適当な措置をとることが必要と認めるときは、法人所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる（法第57条の2第1項）。
- ② 法人所轄庁は、関係都道府県知事等に対して、必要があると認めるときは、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる（法第57条の2第2項）。

## ■法改正後の指導監督体制



## ■社会福祉法（昭和26年法律第45号）抄

### （関係都道府県知事等の協力）

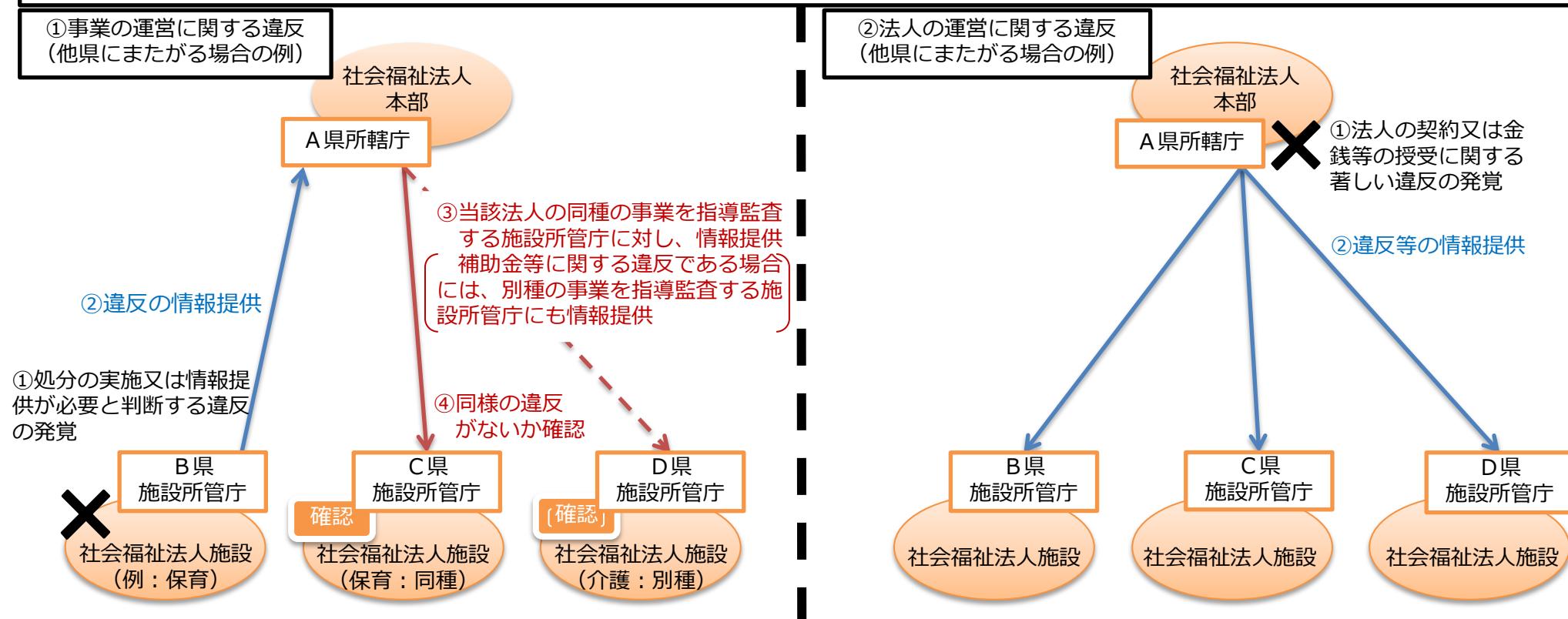
第57条の2 関係都道府県知事等（社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるもの）の所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉法人の所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。）は、当該社会福祉法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 所轄庁は、第56条第1項及び第4項から第9項まで並びに前条の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

# 社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について

社会福祉法人の法人監査及び施設監査の実施に当たっては、監査を実施する行政庁が関係する行政庁と必要な連携を図る必要があるが、社会福祉法人が行う各事業の違反等について、以下の連携を実施するものとする。

- ① 事業の運営に関する違反のうち、(a) 社会福祉関係法令の違反であり処分が行われたもの、(b) 処分に至っていないが将来的に処分の対象となりうる程度の著しい違反又は処分に至らない程度の違反のうち、施設所管庁において情報提供が必要と判断するもの（利用者の適切な処遇若しくは安全の確保が困難になる場合、補助金等の不正な申請若しくは使用がある場合）について、所轄庁及び施設所管庁に情報提供。
- ② 法人の運営に関する違反のうち、法人の契約又は金銭等の授受に関する著しい違反等について、当該法人の施設所管庁に情報提供。



# 指導監査ガイドラインについて①

指導監査ガイドラインは、所轄庁が「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づいて行う一般監査について、その監査の対象とする事項（監査事項）、当該事項の法令及び通知上の根拠、監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項（チェックポイント）、チェックポイントの確認を行う際に着目すべき点（着眼点）、法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行うこととする基準（指摘基準）並びにチェックポイントを確認するために用いる書類（確認書類）を定めるものである。

適用範囲	<p><u>一般監査</u>における確認及び指導は、実施要綱及びガイドラインに定めるところによる。</p> <p>※ 特別監査においては、その目的である法人運営に関する問題の内容又は原因等に関連する事項について必要な確認を行う。</p>
監査事項及びその確認に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 法改正に伴う監査事項を整理するとともに、法令、通知等で明確に定められた事項を対象とする。</li><li>○ 抽象的な監査事項の明確化を図るため、監査事項毎の具体的な確認事項（チェックポイント）、着眼点、確認の対象とする書類（確認書類）を追加する。</li><li>○ 膨大な法令、通知に関する全ての事項を網羅的に確認するものではなく、一般監査において通常確認すべき基本的な監査事項を設定する。ただし、次の事項については、個別の監査事項に加え、法人運営が適正であるかを確認するため必要な範囲で必要に応じて確認ができることとし、複数の監査事項に共通する確認方法等を設定する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>法令、通知又は法人の内部規程を遵守しているか。</u></li><li>・ <u>経理規程を遵守しているか。</u></li></ul><p>※ 経理規程は、法人の内部規程に含まれるが、法人の財務会計に関する基本的な事項を定める法人運営上特に重要な規程であることから、別に記載している。</p><li>・ <u>会計処理、会計帳簿、計算関係書類について、社会福祉法人会計基準等に準拠しているか。</u></li><li>※ これらの事項については、社会福祉法人会計基準等に基づき適正な会計処理を行い、法人の財務状況を正確に表示することは、法人の財務規律の強化や情報公開の観点から特に重要であるため、経理規程等の取扱いとは別に記載している。</li></li></ul>

## 指導監査ガイドラインについて②

確認書類の範囲及び考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 監査事項の確認に当たっては、ガイドラインに定める確認書類を用いること。法人がガイドラインに定める確認書類を作成していない場合は、ガイドラインに定める指摘基準の該当性を確認できる既存の別の書類を用いて行うよう努めること。</li><li>○ ガイドラインは法人に新たな書類の作成を義務付けるものではないため、法令又は通知の根拠なしに特定の書類の作成を求めないこと。</li><li>○ ただし、法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり(法第24条第1項)、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが適当である。そのため、法人は、法人において確認を要するものとガイドラインに定められている事項について、法令等で特定の文書の作成が義務付けられていない場合であっても、文書等により客観的な説明を行うことができるよう努めべきであること。</li></ul>
確認結果に基づく指導についての考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 監査事項ごとに、実施要綱に定める指導(文書指摘、口頭指摘又は助言)を行う基準を具体的に設定する。ただし、次の場合は、指摘基準についても複数の監査事項に共通する指摘基準を設定する。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法令、通知又は法人の内部規程の違反がある場合</li><li>・ 経理規程の違反がある場合</li><li>・ 会計処理、会計帳簿、計算関係書類について、社会福祉法人会計基準等に準拠しない処理等が行われている場合</li></ul></li></ul>

## **6. 平成30年度のガイドライン改正内容について**

# 平成30年度改正内容①

「監査担当者の主観的な判断で法令又は通知の根拠なしに指摘を行わないこと」を冒頭に追記

→ 指導監査ガイドラインの個別事項に記載がある本記載について、監査実施に当たっての基本的な事項として冒頭に位置付ける。 (P1)

役員等報酬が無報酬である場合の役員報酬基準の指導方針を明示 (I - 8)

→ 役員等報酬が無報酬であり、定款上無報酬と定めた場合に、役員報酬等基準を別途作成する必要がないことを明示する。 (P35)

会計管理部分に関する指摘事項の整理・追加 (III-3)

→ 会計管理部分について、会計の原則等項目の整理を通じて分かりやすい体系に再構成。あわせて、着眼点、確認事項に係る記述を充実。 (P54～)

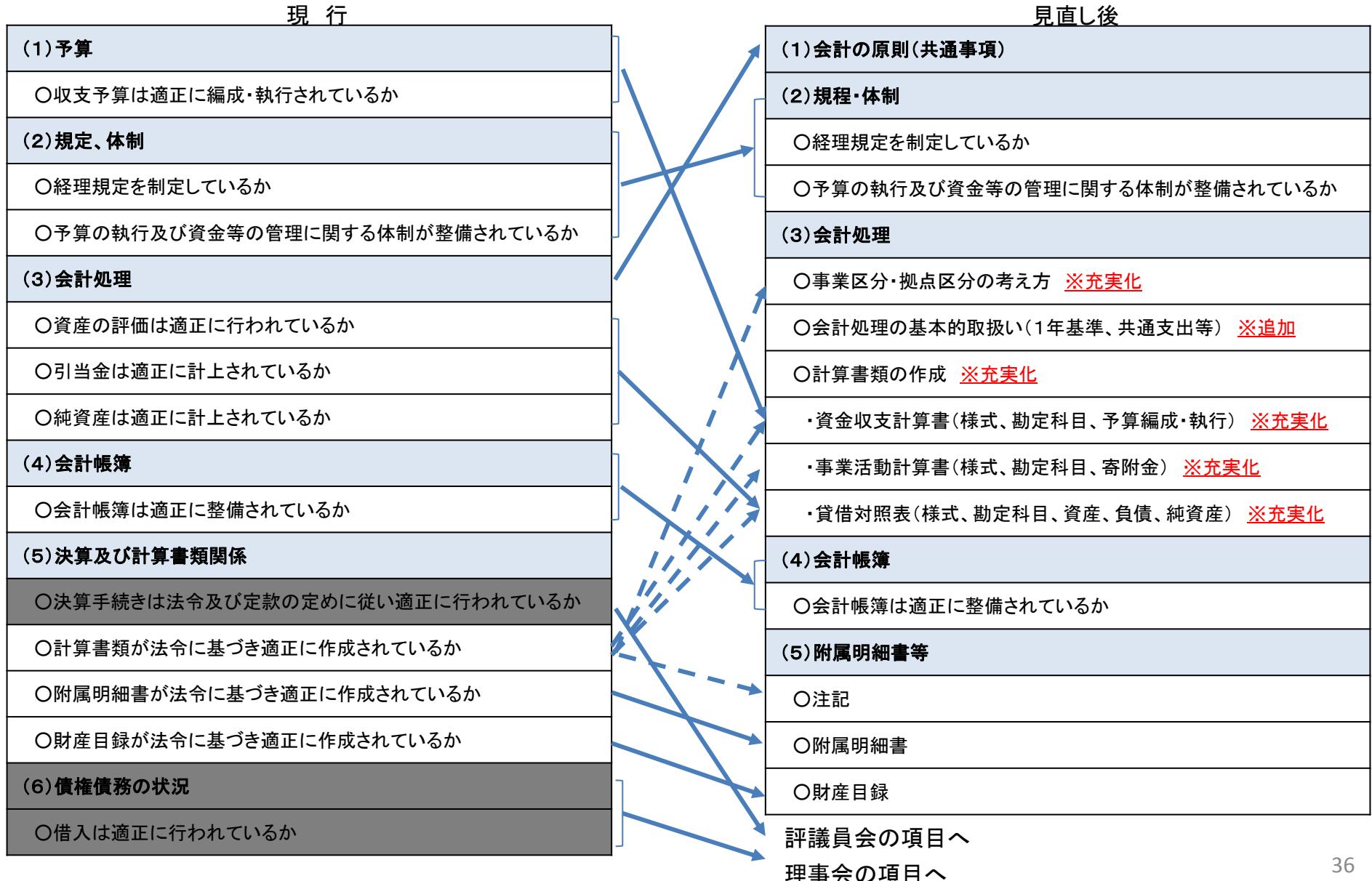
## 平成30年度改正内容②

**法人印等の適正な管理に関する指摘事項及び法人が行う入札契約にかかる監査事項を追加（Ⅲ-4-（4）-4）**

徹底通知にかかる規定を指導監査で確認する必要があるため、法人印及び代表者印の管理について管理者が定められているか等の確認について指導監査項目を追加するとともに、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第1号連名通知）により規定している法人が行う入札契約が適正に行われているか指導監査項目を追加する。（P81）

**その他字句の修正**

# 会計管理の再構成



## **7. ガイドライン運用上の留意点について**

## 7 – 1. 指導の方法①

ガイドラインに定める監査事項に関して指摘基準に該当する場合



### 文書指摘

「改善措置を文書をもって指導」を行い、  
期限を付して改善報告を求める。

### 口頭指摘

軽微な法令・通知違反の場合や文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合は、「口頭による指導」を行い、  
次回の指導監査等で確認を行う。

## 7 – 1. 指導の方法②

法令・通知違反は認められないが、法人運営の向上を図る観点から適當と認める場合



### 助 言

法令違反ではないが、法人運営の向上に資すると考えられる事項がある場合は、法人に従わなければならないものではないことを明確にした上で「助言」を行うことができる。

## 7 – 1. 指導の方法③

---

指導監査の過程において、社会福祉法（福祉関係）以外の法令・通知違反の疑いがある事項が発見された場合

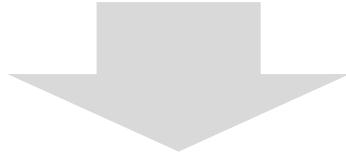


**指摘基準には該当しない**

所轄庁が処分権限を有さない他法令・通知違反の疑いが認められる場合は、法人に対して当該法令等を所管する機関への確認を促す等の指導を行う。また、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等措置をとることにより、適切に対応する。

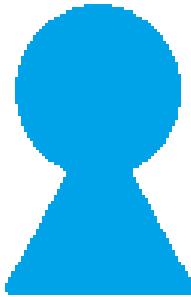
## 7 – 2. 指摘の軽重の判断について

- ▶ 文書指摘、口頭指摘の軽重の判断については、指導監査ガイドラインの冒頭部分において、その運用に関して留意するよう定めている。



- ガイドラインの運用に関しては、次の事項に留意することとする。
  - 1 実施要綱の5の（1）に定める文書指摘、口頭指摘又は助言については、指摘基準に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。
    - (1) ~ (2) (略)
    - (3) 指摘基準に該当する場合であっても、**違反の程度が軽微である場合**又は**文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合**には、口頭指摘を行うことができること。
    - (4) 以下 (略)

# 指摘の軽重の判断事例①



2回以上連續して理事会を欠席している理事がいた。

ガイドラインⅠの4の（3）「適格性」の指摘基準に該当

＜指摘基準＞

次の場合は文書指摘によることとする。

- ・欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる役員がいる場合



## 文書指摘に該当

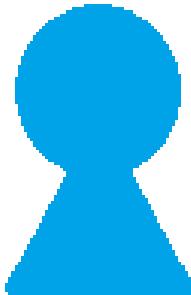
特に明確な理由もなく理事会に参加せず、また法人も当該問題を解決する意思（日程調整のやり方を変える、理事会に出席可能な人選を行うなど）が全く見られない場合。

## 口頭指摘に該当

- ・今後は2回以上連續して欠席することなく理事会に参加できることが法人において説明された場合。

- ・新たに参加できる者の選任することの検討を法人が行う意思が確認できた場合。

## 指摘の軽重の判断事例②



役員等の報酬基準が未作成であった。

ガイドラインⅠの8の（2）「報酬等支給基準」の指摘基準に該当  
<指摘基準>

次の場合は文書指摘によることとする。

- 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されていない場合

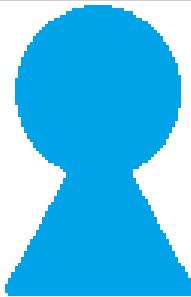
### 文書指摘に該当

原案もなく、また今後の手続についても未定である場合。

### 口頭指摘に該当

既に案文は作成済みであり、次回開催の評議員会での承認を受けることの説明があった場合。

# 指摘の軽重の判断事例③



定款に規定してある事業の一部が実施されていない。

ガイドラインⅡの1「事業一般」の指摘基準に該当  
<指摘基準>

次の場合は文書指摘によることとする。

- 定款に記載している事業を実施していない場合（休止中の事業であって、再開の見込みがある場合を除く）



## 文書指摘に該当

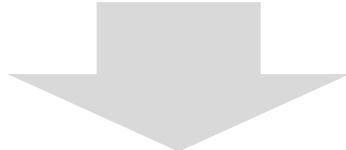
特に明確な理由もなく数年にわたり当該事業を実施しておらず、今後も事業再開の見込みが立たない上、定款変更を怠っていた場合。

## 口頭指摘に該当

- 事業の未実施期間が長期に及ばず、確実に事業を再開することが法人より根拠をもって説明された場合。
- 実態に沿った形で定款を変更する旨が法人より説明された場合。

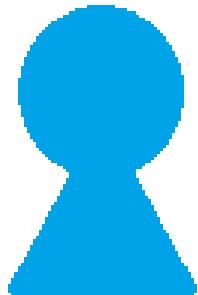
## 7 – 3. 不適切な指導について

- ▶ 指導監査に当たっては、監査担当者の主観的な判断で指摘を行うことのないよう、留意するよう定めている。



- ガイドラインの運用に関しては、次の事項に留意することとする。
- 1 実施要綱の5の（1）に定める文書指摘、口頭指摘又は助言については、指摘基準に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。
- （1）監査担当者の主観的な判断で法令又は通知の根拠なしに指摘を行わないこと。
- （2）以下 （略）

# 不適切な指導の事例①



評議員選任・解任委員会の委員に、評議員が含まれており、その評議員選任・解任委員会によって選任された評議員は無効であるため直ちに新たな評議員選任・解任委員を選任しなおし、評議員選任決議をやり直すよう求めた。

## ▶ 所轄庁が決議の無効を宣言することは適切ではない。

既に決議を経ている事案に関して無効を宣言し、再度決議を行うよう指導することが必ずしも適切ではない場合もあります。

この場合、法人に対し、決議の手続等に不備がある場合は指摘の対象とともに、利害関係者に無効を主張された際に決議内容が無効になる可能性があるため、再度、評議員選任・解任委員を選任し直した上で、決議を行っておくことが望ましいことを助言することは有効であると考えます。

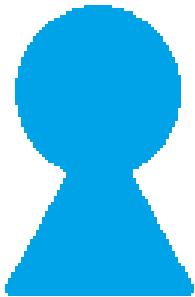
(参考) 社会福祉法第45条の12によって準用される一般法人法第265条

(評議員会の決議の不存在又は無効の確認の訴え)

## 第265条第2項

評議員会の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。

## 不適切な指導の事例②



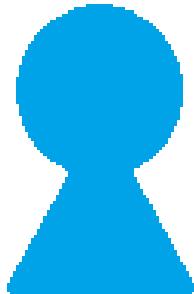
理事会で特殊関係人が含まれている状態で決議を経ている事案があり、そのような決議は無効であるため再度決議を行うよう指導した。

### ▶ 所轄庁が決議の無効を宣言することは適切ではない。

既に決議を経ている事案に関して無効を宣言し、再度決議を行うよう指導することが必ずしも適切ではない場合もあります。

この場合、法人に対し、決議の手続等に不備がある場合は指摘の対象とともに、利害関係者に無効を主張された際に決議内容が無効になる可能性があるため、再度、特殊関係人を除いた上で、決議を行っておくことが望ましいことを助言することは有効であると考えます。

## 不適切な指導の事例③



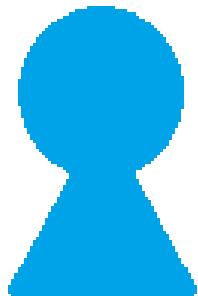
理事会の招集通知の日付が「〇月吉日」となっており発出日が文書により確認できなかつたため、法人に説明を求めたところ理事会の1週間前には発出した旨の回答を得た。しかし法人には発出日を明らかにする義務があるため文書での確認ができない以上は文書指摘とした。

### ▶ 文書で確認できないことをもって直ちに文書指摘としない。

文書で確認できないことをもって直ちに文書指摘とするのが適切でない場合もあります。一方的な指導を行わず、法人から説明があった場合は、法人の説明も踏まえ指摘の判断を行うことが適切です。

このような場合、法人には指導監査等の際に対外的に事実を説明する責任があるため、今後は、客観的に判断できる書類等を残しておくよう助言することは有効であると考えます。

## 不適切な指導の事例④



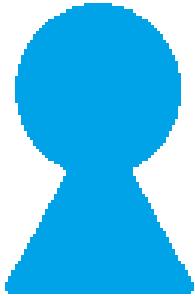
法人が経理規程に契約書を作成することを定めている契約について、契約書の作成を行っていないため契約を解除するよう求めた。

### ▶ 民間同士の契約に行政が介入することはできない。

既に法人と第三者との間で成立している契約について所轄庁が契約解除を行うように指導することはできません。

本件の場合、「経理規程に作成することを定めている契約書を作成していないので契約書を作成すること」を経理規程違反で指摘することは可能だと考えますが、「契約を解除するよう求める」ことは、民間同士の取引に介入することになりますので、このような指導はできません。

# 不適切な指導の事例⑤

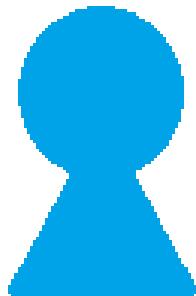


売却せずに配当を財源とするよう贈与者から意向を受けて、株式の寄附を受けた法人の所有する株式について、株式の保有は認められないので、全て売却するよう求めた。

## ▶ 主観的な判断による指導

法人は一定の要件の下で、株式の保有が認められており、監査担当者の主観的な判断により、指導を行うことは望ましくありません。

# 不適切な指導の事例⑥



法人の会計手続きについて疑義があり、法人の了承のもと  
伝票及び帳簿の原本を持ち帰って調査した。

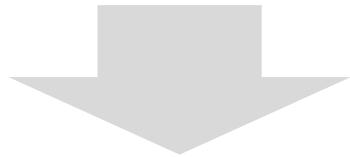
## ▶ 紛失等の危険

伝票や帳簿の原本は、重要な法人情報が含まれており、原本を持ち  
帰ることは大変危険です。

伝票や帳簿はその場で閲覧を求め、必要な場合は、その部分のコ  
ピーを取得する等、原本を持ち帰ることがないよう留意してください。

## 7－4. 法人負担の軽減について

日々事業を行っている法人にとって、指導監査に対応するための事前準備や人員を割いての指導監査当日対応などの業務は、法人の通常業務以外の業務に当たり、このような業務に慣れていない法人にとっては、多大な負担となっている。



所轄庁においては、指導監査に限らず、法人指導に対し、

### **法人負担の軽減**

に努めていただきますよう、お願ひいたします。

# 法人負担の軽減の例①

## ◆ 既に提出されている届出書類を再度提出するよう求めない。

- 申請、届出、報告等書類として、所轄庁が保存する書類等を活用し、指導監査の度に同一書類の再提出を求めないこと。
- 提出部数について、同一書類を何部も提出させず、必要最低限の部数だけ提出させ、必要に応じて、所轄庁で印刷すること。

## 法人負担の軽減の例②

法令又は通知の定めとは別に、指導監査の実施に当たって  
独自の書類等の提出を求めない。

- ・指導監査のためだけに法令等の定めとは別に、独自の書類等の提出を求めないこと。
- ・法令等の定めとは別に、指導監査に必要な範囲において確認のために必要な特定の書類等の提出を求める場合は、法人に十分説明し、また、法人の過度の負担にならないように配慮すること。

(参考) 「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ & A」（平成29年7月11日事務連絡）

(問17) 所轄庁が、法令又は通知の定めとは別に、指導監査の実施に当たって独自の書類等の提出を求めることが認められるか。

(答) ガイドラインでは、**法令又は通知の根拠なく、特定の書類の作成・提出を求めないことを原則としている。**しかしながら、指導監査に必要な範囲において、所轄庁から法人に十分説明し、また、法人の過度の負担にならないように配慮している場合は、法人に法令又は通知で定められている報告書類に加え、確認のために必要な特定の書類等の提出を求めるることは差し支えない。

## 法人負担の軽減の例③

### ◆ 法人の受け入れ体制について配慮すること。

- ・指導監査の実施に当たり、当該法人の運営体制や計算書類等について説明できるものを立ち会わせ、理事全員の立ち会いなどを求めないこと。
- ・専門家が指導監査の対応の補助として立ち会うことについて配慮を行うこと。

(参考) 「指導監査ガイドライン」Ⅲの3の(1)「会計の原則」(抜粋)

- 会計処理、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録に関する指導監査を行うに当たっては、法人が会計基準に従って、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録が作成されているかについて確認を行うが、個々の法人における事務処理体制等を考慮の上、効果的・効率的な確認を行うことができるよう次に掲げる事項について配慮することとする。
  - ・ 総務や会計を担当する常勤役員がない、総務や会計に関する事務に関して、施設の介護職員や保育士等が兼務をしているなど専任の事務担当職員がない等、事務処理体制が脆弱な法人に対しては、必要に応じて、**財務管理について識見を有する者として選任されている監事等会計に関して知見がある者の同席を促す**、**確認する範囲を事前に具体的に伝える**等、法人が指導監査に適切に対応できるように配慮を行うこと。
  - ・ 次のような法人外部の専門家は、一定程度以上に法人の会計管理を熟知又は直接関与していると想定されることから、当該**専門家が指導監査の対応の補助として立ち会うことについて配慮を行うこと。**
    - ① 会計監査人又は任意で会計監査を実施している公認会計士
    - ② 顧問税理士
    - ③ 記帳代行業務等を受託している専門家

## 法人負担の軽減の例④

### ◆ 講評内容は丁寧に伝達すること。

- ・指導監査後の講評を行う際は、最終的にどの指摘レベルに当たるかは持ち帰って整理した後に文書指摘は通知で、口頭指摘、助言はメモ等で渡す旨を伝えた後、**講評内容について、法人がその場で理解できるよう、丁寧に伝えること。**

※講評内容について、法人が理解しないままの状態で、指導監査結果通知が通知され、改善報告期限までに改善のための作業を慌てて行わせるといったことがないよう配慮。

## 法人負担の軽減の例⑤

---



### 指摘は書類（メモ等）で行うこと。

- 文書指摘だけでなく、口頭指摘、助言の指導を行う場合にも法人と指導内容の認識を共有できるよう書類（メモ等）で行うこと。

(参考) 「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ & A」（平成29年7月11日事務連絡）

(問9) 「実施要綱」の5の(1)のア若しくはイに記載のある口頭指摘や助言では、法人側に正確な記録が残らないこと、所轄庁と法人との間に認識の齟齬が発生し得ること。また、評議員、理事及び監事が所轄庁からどのような指導を受けたのか正確に把握できないことから、口頭指摘や助言を行う場合は、必ず文書で行うようにするべきではないか。

(答) 「実施要綱」の5の(1)においては、口頭指摘や助言の指導を行う場合には、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する必要があることを示しており、この共有の方法は基本的には書類（メモ等）により行うことを想定している。なお、所轄庁において文書指摘又は口頭指摘等に関して適切に区分した上で、公文書の形式で行うことを妨げるものではない。

## 7 – 5. 抽出監査の実施について

- 指導監査の効率化及び法人負担の軽減の観点から、確認書類等の一部を**抽出**することにより実施することも有効。

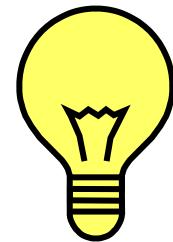
- ▶ 法人の計算書類が適正に作成されているか及びその前提となる会計帳簿の整備や会計処理が適正に行われているかの確認
- ▶ 入札契約が適正に行われているかの確認

### 抽出方法

- 理事会、評議員会等の承認を経ている重要な入札契約及び当該計算書類等
- 総勘定元帳などで記載されている巨額の契約等（法人の規模に合わせて巨額か判断）
- 施設整備に係る入札契約及び当該計算書類等
- 過去に是正指導を行った内容に関するもの

等

## 7 – 6. 監査ガイドラインの周知について



指導監査に当たっては、法人運営に改善すべき点がある場合には、法人が自ら改善すべき点を把握し、自主的に改善に取り組むことができるよう指導することが重要。



法人が自己チェックを行えるよう  
**ガイドラインの周知**をお願いします。

## 8. その他

- 監査方針の策定に当たって
  - ・ 当面3カ年の対応(平成29年度～平成31年度)

- 今回の指導監査の見直しによって、所轄庁においては、所管するすべての法人に対し、概ね3年以内を目処に指導監査を実施していただきたい。
- 指導監査に当たっては、改正後社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかどうかを確認することを主眼として、当面3カ年の監査方針を策定していただきたい。
- 運営体制の確保の確認に当たっては、特に今回新たに制度に位置づけた中でも、①評議員、評議員会に関する事項、②評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事項、③事業運営の透明性の向上に関する事項、について、入念な確認をお願いしたい。

平成29年度以降に実施する指導監査については、改正後社会福祉法に基づき初めて実施されることとなるが、所管するすべての法人について、改正後社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかの確認を早期に行う必要がある。そのため、所轄庁においては、所管する法人数等を勘案し、概ね3年以内を目途にすべての法人に対する指導監査が一巡するスケジュールで実施していただくようお願いする。

※ 平成29年3月2日 社会・援護局関係主管課長会議資料

## (参考)指導監査Q&A(VOL.3～抜粋～)

問1 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間前(又は定款に定めた期間)までに評議員に書面又は電磁的方法(電子メール等)により通知することとされている(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条)が、法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項に基づき評議員会の決議が省略された場合においても、招集の通知は必要なのか。また、理事会の決議の省略があった場合はどうか。

(答) 評議員会の決議の省略は、評議員会において議決に加わることができる評議員の全員が、決議の目的である事項に賛成している場合には、評議員会を現実に開催することを義務づける必然性がなく、その省略を認めることが合理的であるためのものであり、決議の省略があった場合は、評議員会が現実に開催されないのであるから、招集の通知は不要である。 法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条に基づき、理事会の決議の省略があった場合についても同様である。

## (参考)指導監査Q&A(VOL.3～抜粋～)

問2 役員及び評議員の報酬について、定款で無報酬と定めた場合についても、役員報酬基準を策定し、無報酬である旨を定める必要はあるのか。

(答) 役員及び評議員の報酬については、無報酬とすることも認められ、その場合には、原則として、報酬等の額や報酬等の支給基準を定めるときに無報酬である旨を定めることになるが、定款において無報酬と定めた場合については、法令により公表が義務づけられた定款により無報酬であることが確認できるため、支給基準を別途策定する必要はない。一方、役員の報酬等について、評議員会の決議によって定める場合については、別途支給基準を策定する必要がある。(「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A)(平成28年6月20日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡の別添)の問46の答3については削除することとする。)